

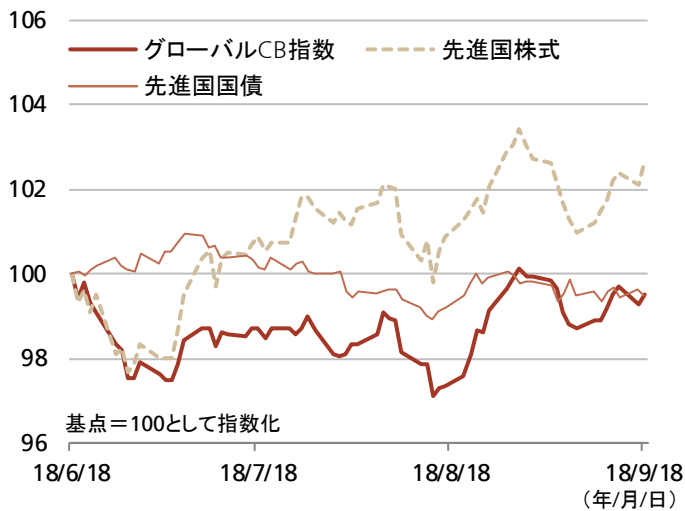
追加型投信／内外／その他資産(転換社債)



<<ご参考:当期の市場環境>>

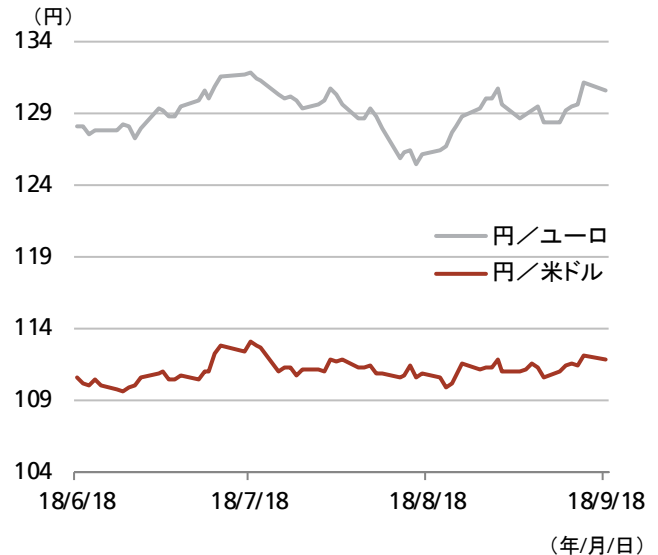
■主要資産の推移

(2018年6月18日～2018年9月18日、米ドルベース)



■為替の推移

(2018年6月18日～2018年9月18日)



出所:トムソン・ロイターのデータを基に当社作成。

グローバルCB指数:トムソン・ロイター・グローバル・バニラ・CB・インデックス、先進国株式:MSCIワールド指数(税引前配当込み)、先進国国債:FTSE世界国債指数、為替:投信協会発表のデータ。

上記のデータは過去のものであり、将来の動向を示唆、保証するものではありません。

◎ 分配方針

年4回の毎決算時(毎年3月、6月、9月および12月の17日。ただし、休業日の場合には翌営業日とします。)に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- ・ 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益および売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- ・ 収益分配金額は、上記の分配対象額の範囲内で、下記1. および2. に基づき決定します。ただし、市況動向等を勘案して、委託会社の判断で下記と異なる金額の分配を行うこと(分配を行わない場合を含みます。)があります。

1. 計算期末の前営業日の基準価額(1万口当たり。既払分配金を加算しません。以下同じ。)が10,500円未満の場合には、基準価額水準等を勘案して委託会社が決定します。
2. 計算期末の前営業日の基準価額が10,500円以上の場合には、原則として、当該基準価額的水準に応じて、下記の金額(1万口当たり)を分配することを目指します。

各計算期末の前営業日の基準価額	目標分配金額(1万口当たり、税引前)
10,500円未満	基準価額水準等を勘案して決定します。
10,500円以上11,000円未満	250円
11,000円以上11,500円未満	500円
11,500円以上12,000円未満	750円
12,000円以上	1,000円

- ・ 収益の分配にあてなかった利益については、運用の基本方針に基づいて元本部分と同一の運用を行います。

※ 目標分配金額は、毎計算期末の前営業日の基準価額水準に応じて上記表に基づき決定されますので、それ以前の基準価額水準は考慮されません。したがって、基準価額が上記表の一定の水準に一度でも到達すればその水準に応じた分配金をお支払いする、または、その水準に応じた分配を継続するというものではありません。また、分配金の支払いにより純資産総額は減少することになり、基準価額が下落する要因となります。上記表に記載された基準価額および目標分配金額は、将来の分配金の支払いを保証または示唆するものではなく、また、あらかじめ一定の分配金額を保証するものではありません。

※ 計算期末の前営業日の基準価額水準に応じて上記表に基づく分配金額を支払うことを目指しますが、計算期末の前営業日から当該計算期末までの間に基準価額が急激に変動した場合には、委託会社の判断で上記表と異なる金額の分配を行うこと(分配を行わない場合を含みます。)があります。

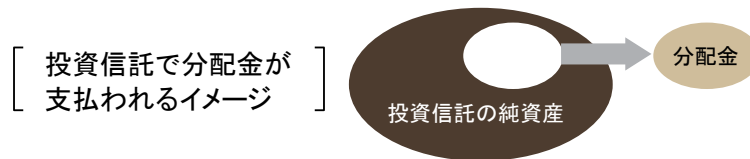
※ 分配金の支払いのために、現金化またはポートフォリオ再構築を行うための追加的な取引コスト等が発生する場合や資金動向等によっては現金の保有比率が高まる場合があります。

※ 分配金は、原則として決算日より起算して5営業日目までに支払いが開始されますが、販売会社との契約によっては、税引後無手数料で再投資が可能です。

※ 分配金は過去の実績であり、将来の分配金を示唆、保証するものではありません。分配金額は収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。ただし、運用状況等によっては、委託会社の判断で分配金の金額が変わる場合、又は分配金が支払われない場合があります。詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

収益分配金に関する留意事項

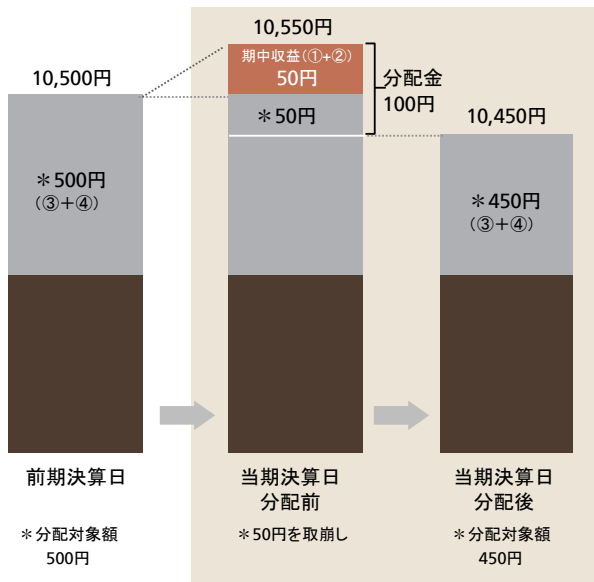
- ◎ 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。



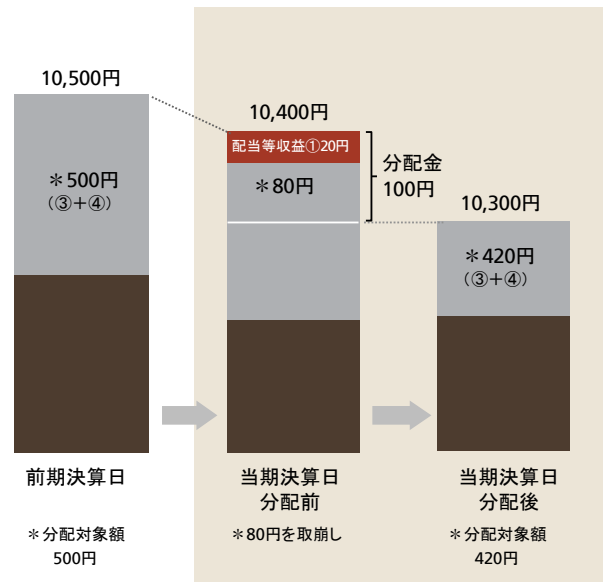
- ◎ 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

【計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合】

【前期決算日から基準価額が上昇した場合】



【前期決算日から基準価額が下落した場合】

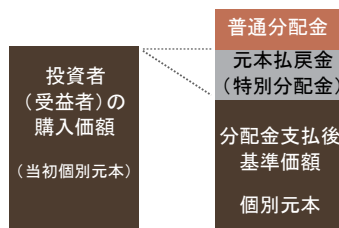


(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意下さい。

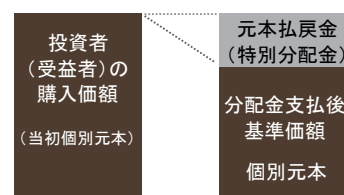
- ◎ 投資者(受益者)のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

【分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合】



※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金(特別分配金)部分は非課税扱いとなります。

【分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合】



普通分配金：個別元本(投資者(受益者)のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者(受益者)の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の(特別分配金)額だけ減少します。

(注) 普通分配金に対する課税については、投資信託説明書(交付目論見書)をご参照ください。

基準価額の変動要因

当ファンドの基準価額は、組入れられる有価証券等の値動きによる影響（外貨建資産には為替変動リスクもあります。）を受けますが、これら運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。したがって、投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドにかかる主なリスクは次の通りです。ただし、すべてのリスクについて記載されているわけではありません。

転換社債等の価格変動リスク

転換社債等の価格は、主に発行体の株価変動、金利変動および発行体の信用力の変化の影響を受けて変動します。組入れられた転換社債等の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となります。転換社債等の価格の変動幅は、償還までの残存期間、発行体の信用状況などに左右されます。

（株価変動リスク）

転換社債等の価格は、株式市場の全体的な下落により低下することがあります。事前に決まっている転換社債等の転換価格が発行体の株式の時価に近いとき、または下回っているときに、転換社債等の時価は対象となる株式の価格変動に特に敏感に反応します。

（金利変動リスク）

転換社債等の価格は、金利変動によっても変動します。一般的に転換社債等の価格は、金利が低下した場合には上昇する傾向があり、逆に金利が上昇した場合には下落する傾向があります。

（信用リスク）

転換社債等の価格は、発行体の信用力の変化によっても変動します。転換社債等の発行体の業績悪化、財務内容の変化、経営不振等により、債務不履行が生じた場合、あるいはそのような状況が予想される局面となった場合には、転換社債等の価格は大きく下落することがあります。また、当ファンドでは信用格付けが投資適格未満（BBB－未満）の転換社債等への投資を行います。当該転換社債等は、信用度が高い転換社債等と比較して、高い利回りを享受することが期待できる一方で、債務不履行が生じる可能性が高いと考えられます。

カントリー・リスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落することや、運用方針に沿った運用が困難となることがあります。

為替変動リスク

〔年4回決算型・為替ヘッジあり〕

投資先指定外国投資信託において、実質外貨建資産については原則として対円での為替ヘッジを行うことにより為替変動リスクの低減を図ります。ただし、完全な為替変動リスクを回避することはできませんので、基準価額は円と当該実質外貨建資産に係る通貨との為替変動の影響を受ける場合があります。また、円金利が当該実質外貨建資産に係る通貨の金利より低い場合、その金利差相当分のコストがかかり、基準価額の変動要因となることがあります。

〔年4回決算型・為替ヘッジなし〕

実質外貨建資産については原則として対円での為替ヘッジを行いませんので、円と実質外貨建資産に係る通貨との為替変動の影響を受けることになり、円高方向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となります。

短期金融商品等の信用リスク

ファンド資産を短期金融商品等で実質的に運用する場合、取引相手方による債務不履行により損失が発生する可能性があります。

解約によるファンドの資金流出に伴うリスク

短期間に相当金額の解約申込があった場合には、解約資金を手当てするために保有有価証券を市場実勢から期待される価格で売却できないことがあり、その結果、基準価額が大きく変動する可能性があります。

その他の留意点

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

〔分配金に関する留意点〕

分配金は計算期間中に発生した信託報酬等控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）を超過して支払われる場合がありますので、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。受益者のファンドの購入価額によっては、分配金はその支払いの一部ないし全てが実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。また、ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり率が小さかった場合も同様です。なお、分配金の支払いは純資産総額から行われますので、分配金支払いにより純資産総額は減少することになり、基準価額が下落する要因となります。

ファンドの特色

- 世界各国の転換社債等を実質的な主要投資対象とします。
- 「年4回決算型・為替ヘッジあり」と「年4回決算型・為替ヘッジなし」の2つのコースからお選びいただけます。
- 指定外国投資信託の運用は、UBS AG、UBSアセット・マネジメント(チューリッヒ)が行います。
- 年4回決算を行い、原則として収益分配方針*に基づき分配を行います。

*収益分配は、各計算期末の前営業日の基準価額水準に応じてあらかじめ定めた金額を分配することを目指します。(10,500円未満の場合は委託会社が決定します。)ただし、委託会社の判断で、あらかじめ定めた金額と異なる金額を分配することや、分配を行わないことがあります。資金動向、信託財産の規模、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

ファンドの費用

当ファンドの購入時や保有期間中には以下の費用がかかります。

■投資者が直接的に負担する費用

時期	項目	費用
購入時	購入時手数料	購入申込受付日の翌営業日の基準価額に、 3.24%(税抜3.00%)以内 で販売会社が定める率を乗じて得た額を、販売会社が定める方法により支払うものとします。 ※購入時手数料は、商品および関連する投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務手続きの対価です。
換金時	信託財産留保額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額に、 0.30% を乗じて得た額をご負担いただきます。

■投資者が信託財産で間接的に負担する費用

時期	項目	費用
保有時	運用管理費用(信託報酬)	当ファンド 日々の純資産総額に 年率1.026%(税抜年率0.95%) を乗じて得た額とします。 (運用管理費用(信託報酬)=運用期間中の基準価額×信託報酬率) 配分は以下の通りです。(税抜、年率表示)
		委託会社 0.20% 委託した資金の運用の対価
		販売会社 0.70% 購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価
		受託会社 0.05% 運用財産の管理、運用指図実行等の対価
	当ファンドが投資対象とする投資信託証券	※運用管理費用(信託報酬)は、原則として、毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。
		当ファンドの純資産総額に対して年率0.59%程度(委託会社が試算した概算値、2018年3月末現在)
		実質的な負担 当ファンドの純資産総額に対して 年率1.616%程度
	その他の費用・手数料	諸費用(日々の純資産総額に対して上限年率0.1%)として、原則毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われる主な費用
		監査費用 監査法人等に支払うファンド監査に係る費用
		印刷費用等 法定開示書類作成の際に業者に支払う作成・印刷・交付等に係る費用(EDINET含む)等
		実費として、原則発生都度ファンドから支払われる主な費用
		売買委託手数料 有価証券等を取引所で売買する際に売買仲介人に支払う手数料
		保管費用 海外保管銀行等に支払う海外資産等の保管・送金・受渡等に係る費用
		※信託財産の規模、取引量等により変動しますので、事前に金額および計算方法を表示することができません。

投資者の皆様にご負担いただく手数料等の合計額については、保有期間や運用の状況などに応じて異なりますので、表示することはできません。
詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

お申込メモ

購入単位	1円または1口単位を最低単位として販売会社が独自に定める単位とします。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。 (基準価額は1万口当たりで表示、当初元本1口=1円)
換金単位	1円または1口単位を最低単位として販売会社が独自に定める単位とします。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額とします。
換金代金	原則として換金申込受付日から起算して7営業日目から販売会社でお支払いします。
申込締切時間	原則として、販売会社の営業日の午後3時までに販売会社が受付けたものを当日の申込分とします。
購入・換金不可日	購入および換金の申込日がチューリッヒ、ロンドン、もしくはニューヨークの銀行の休業日またはロンドン証券取引所もしくはニューヨーク証券取引所の休業日にあたる場合、もしくは12月24日には、購入および換金の申込の受付は行いません。
スイッチング	「年4回決算型・為替ヘッジあり」および「年4回決算型・為替ヘッジなし」の間でスイッチングが可能です。ただし、販売会社によってはスイッチングの取り扱いを行わない場合があります。
信託期間	平成36年9月17日まで(平成26年9月22日設定) ※受益者に有利であると認めるときは、信託期間の延長をすることができます。
繰上償還	信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、信託契約締結日より1年経過後(平成27年9月22日以降)に信託契約の一部解約により各ファンドの純資産総額が30億円を下回ることとなったとき、またはやむを得ない事情が発生したときには、各ファンドが繰上償還となることがあります。
決算日	原則として、3月、6月、9月および12月の17日とします。(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	年4回の決算時に収益分配方針に基づいて分配を行います。(再投資可能)
課税関係	課税上は、株式投資信託として取り扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。 益金不算入制度および配当控除の適用はありません。

ファンドの関係法人

委託会社	UBSアセット・マネジメント株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第412号 加入協会: 一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会
主要投資対象とする 外国投資信託の投資運用会社	UBS AG, UBSアセット・マネジメント(チューリッヒ)
受託会社	株式会社りそな銀行
販売会社	株式会社りそな銀行 登録金融機関 近畿財務局長(登金)第3号 加入協会: 日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会 株式会社埼玉りそな銀行 登録金融機関 関東財務局長(登金)第593号 加入協会: 日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会 株式会社近畿大阪銀行 登録金融機関 近畿財務局長(登金)第7号 加入協会: 日本証券業協会 株式会社SBI証券 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第44号 加入協会: 日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会

本資料は、運用状況に関する情報提供を目的として、UBSアセット・マネジメント株式会社によって作成された資料です。投資信託は値動きのある有価証券(外貨建資産には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本は保証されているものではありません。また、投資信託は預貯金とは異なり、元本は保証されておらず、投資した資産の減少を含むリスクがあることをご理解の上、購入のお申込をお願いいたします。投資信託は預金等や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。登録金融機関を通じてご購入頂いた場合は、投資者保護基金の保護の対象ではありません。本資料は各種の信頼できると考えられる情報源から作成されておりますが、その正確性・完全性が保証されているものではありません。本資料で使用する指数等に係る知的所有権、その他一切の権利は、当該指数等の開発元または公表元に帰属します。本資料の中で記載されている内容・数値・図表・意見・予測等は、本資料作成時点のものであり、将来の市場動向、運用成果等を示唆・保証するものではなく、また今後予告なく変更されることがあります。取得の申込みにあたっては、販売会社より投資信託説明書(交付目論見書)および一体として目論見書補完書面をお渡しいたしますので必ず内容をご確認の上、ご自身でご判断ください。

© UBS 2018. キーシンボル及びUBSの各標章は、UBSの登録又は未登録商標です。UBSは全ての権利を留保します。